

(3) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況

(要旨)

ア 農林水産省における地域ぐるみの6次産業化への支援状況

地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化の取組について、これを個々の取組から地域全体の取組に拡大・発展させ、ひいては地域の活性化につなげていくためには、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関、国の行政機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、必要な支援を行うこと、いわば地域ぐるみで総合的に6次産業化の取組を行うことも重要である。

こうした観点から、「食料・農業・農村基本計画」や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等（以下、都道府県が策定する6次産業化戦略等を「都道府県戦略」、市町村が策定する6次産業化戦略等を「市町村戦略」という。）の策定を促進することとされている。

これを受け、農林水産省では、6次産業化ネットワーク活動交付金（うち支援体制整備事業）^(注)等により、都道府県及び市町村における6次産業化・地産地消推進協議会の設置や地域の6次産業化戦略の策定等に対する支援を行っている。

^(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の支援体制整備事業）」となっている。

イ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況

都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況をみると、平成30年3月末時点で、i) 都道府県では95.7%（45/47都道府県）、ii) 市町村では7.6%（131/1,724市町村）

^(注) となっており、特に市町村戦略の策定が進んでいない状況がうかがえる。これについて実地調査した地方農政局等からは、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii) 市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

^(注) 市町村数は、「政府統計の総合窓口e-Stat」による（平成30年3月末時点）。

ウ 地方公共団体等による地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

実地調査した地方公共団体や事業者の中には、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、6次産業化の取組を行っている例もみられた。

ア 制度の概要等

六次産業化・地産地消法第1条^(注)にも規定されているとおり、国が6次産業化の取組を推進する目的の一つとして、農山漁村等の地域の活性化が挙げられる。

地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化の取組について、これを個々の取組から地域全体の取組に拡大・発展させ、ひいては地域の活性化につなげるには、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関、国の行政機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、必要な支援を行うこと、いわば地域ぐるみで総合的に6次産業化の取組を行うことも重要である。

こうした観点から、図表5-(3)-①のとおり、「食料・農業・農村基本計画」では、「6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する」こととされている。

(注) 六次産業化・地産地消法第1条の規定は以下のとおりである。

「この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。」

図表5-(3)-① 食料・農業・農村基本計画（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

(略)

6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

また、図表 5-(3)-②のとおり、総合化基本方針では、農林漁業者等による 6 次産業化の取組の促進のための支援体制の整備の一環として、「都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における 6 次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める」とこととされている。

図表 5-(3)-② 総合化基本方針（抄）

3 支援体制の整備

(2) 地域における行政を中心とする関係者の連携による支援

地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、6 次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。

この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における 6 次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

イ 農林水産省の支援状況

前述の政府方針等を受け、農林水産省では、平成 29 年度までは「6 次産業化ネットワーク活動交付金」、30 年度からは「食料産業・6 次産業化交付金」により、

- i) 都道府県又は市町村段階における、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される 6 次産業化・地産地消推進協議会を設置し、都道府県戦略又は市町村戦略の策定（更新）や 6 次産業化に取り組む人材を育成する取組^(注 1)
- ii) 市町村段階における、市町村戦略に沿って地域ぐるみで行う新商品の開発（学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食（新しい介護食品）の開発等を含む。）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。）等の取組^(注 2)

などに対して支援措置を講じている。

また、同省では、ホームページ上に資料「～市町村の皆様へ～ 6 次産業化等の取組を進めるため、市町村の戦略を策定しましょう！」^(注 3)を掲載するなど、市町村戦略の策定による地域ぐるみの 6 次産業化の取組の推進を図っている。

(注 1) 平成 29 年度時点では 6 次産業化ネットワーク活動交付金（うち支援体制整備事業）、30 年度からは食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売の支援体制整備事業）等により支援している。

(注 2) 平成 29 年度時点では 6 次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち地域タイプ）、30 年度からは、食料産業・6 次産業化交付金（うち加工・直売の推進支援事業）等により支援している。

(注3) 農林水産省ホームページ「農林漁業の6次産業化」中に掲載されている。

(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>)

ウ 地方農政局等の支援状況

実地調査した地方農政局等における管内市町村の市町村戦略策定に向けた支援の状況をみると、図表5-(3)-③のとおり、各種会議、個別訪問等を通じて、市町村に対して策定の要請等を行っている。

また、一部の地方農政局等では、i) 市町村の戦略策定の意向・ニーズ等をアンケート調査で確認した上で、意向のある市町村に対し戦略策定に関して個別説明を行っている、ii) 地方農政局等の下部組織である県拠点の担当者が県内の各市町村を訪問し、6次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定方法について説明を実施するなど、積極的に取り組んでいる例がみられた。

なお、市町村が戦略を策定していない理由については、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていないこと、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められていること、iii) 市町村の体制が整わないこと、などが挙げられるとしている。

図表5-(3)-③ 地方農政局等における市町村戦略策定支援状況

地方農政局等名	支援の内容	市町村が戦略を策定していない理由
北海道農政事務所	① 個別に市町村を訪問し、市町村戦略の策定等の意向や地域における課題等の聴取 ② 市町村にいきなり戦略策定を提案するのではなく農林漁業者等の6次産業化の機運を高めるため地域振興の観点からセミナー等の開催を提案するなどの働きかけ ③ 北海道庁の各総合振興局及び振興局単位で設置する6次産業化を推進する検討会やその他市町村担当者が集まる会議等に参加し、制度紹介等を実施	○ 市町村が戦略の策定を行う必要性を感じていないため(農業者からの問合せ等があれば策定したいとしている市町村が多い。) ○ 戦略策定の検討委員会の設置や地域における合意を形成するための調整など担当者の事務負担増
東北農政局	○ 各県ごとに市町村等担当者を召集した6次産業化予算説明会において、6次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定に係る支援策を周知	○ 市町村が現状では戦略策定の必要性を感じていないため。
関東農政局	○ 未策定市町村に対して、各種会議等の機会を捉えてパンフレットを配布し、市町村戦略策定のメリット等について説明し、戦略策定に取り組むよう要請(下部機関である地方拠点が市町村を直接訪問し、戦略策定の要請を行うことはなし。)	○ 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち地域タイプ)(注2)等の市町村戦略に関連する交付金等の活用見込みなし ○ 6次産業化・地産地消推進協議会の設立及び戦略策定に向けた市町村の人員、体制の確保が困難
東海農政局	① 管内の各県、都道府県SC等を召集した会議において市町村戦略策定を要請 ② 管内の各県が市町村を召集する会議に出向き市町村戦略策定について説明 ③ 具体的に戦略の策定を検討している市町村からの要請に基づき、当該市町村に出向き説明	○ 6次産業化・地産地消推進協議会の設立及び戦略策定に向けた市町村の人員、体制の確保が困難

北陸農政局	<p>① 平成27年度及び28年度において、管内4県の全ての市町村に対するアンケート調査により、市町村戦略の策定予定等の確認、当該取組の推進に当たっての意見・要望等の聴取を実施</p> <p>② アンケート調査結果を踏まえ、当該戦略の策定に関心のある市町村には、同局（各県拠点を含む。）が詳細な説明を実施</p>	<p>○ 類似する計画（食育・地産地消推進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略）が存在していること。</p> <p>○ 市町村戦略策定のメリットである補助事業（6次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち地域タイプ）（注2））等の要望がないこと。</p>
近畿農政局	<p>① 平成27年度に管内の府県を通じて市町村に市町村戦略の作成例を提示し、市町村で創意工夫して戦略を作成するよう依頼</p> <p>② 管内の各府県、各府県SC、サブファンド等を招集した会議や市町村担当者の会議で市町村戦略策定を要請</p>	<p>○ 市町村戦略策定の必要性が少ないこと。</p> <p>○ 農業関係の協議会が他にもあり、重複する組織・役職も多く、人手不足の状況の中で、これ以上同様の協議会を設置したくないこと。</p>
中国四国農政局	<p>○ 管内の各県が組織する6次産業化・地産地消推進協議会等において、市町村戦略を策定するメリット（6次産業化ネットワーク活動交付金（注2）により、i）推進協議会開催費、交流開催費、人材育成研修会費等の支援、ii）推進事業のうち事業者タイプ（加工適正のある作物導入又は新商品開発・販路開拓の実施）で補助率が1/3から1/2となること）を説明して策定を促進</p>	<p>○ 市町村が市町村戦略策定の必要性を感じていないものと考えられる。</p>
九州農政局	<p>① 市町村における予算説明会を実施する中で、6次産業化・地産地消推進協議会の設置や市町村戦略の策定方法について周知</p> <p>② 大分県拠点においては、県拠点担当者が各市町の担当者を訪問し、パンフレットを基に6次産業化・地産地消推進協議会の設置や戦略の策定方法について説明を実施</p>	<p>○ 多くの市町村では、既に農業振興計画等を策定しており、当該計画の中に6次産業化に関する取組も含まれているため。</p>
沖縄総合事務局	<p>○ 市町村を参集した会議の開催の際に市町村戦略の策定について要請</p> <p>○ 個別に市町村を訪問して意見交換を実施</p>	<p>○ 各市町村とも6次産業化の取組推進について必要性は理解しているが、担当者を配置する等の体制整備までには至っていない。</p> <p>○ 市町村戦略を作る必要性を感じていない。</p>

(注)1 当省の調査結果に基づき作成した。なお、実地調査した地方農政局等における平成27年度及び28年度の実績に基づき作成している。

2 「6次産業化ネットワーク活動交付金」は、平成30年度から「食料産業・6次産業化交付金」となっている。

エ 都道府県の支援状況

都道府県による市町村に対する市町村戦略策定支援は義務ではないが、実地調査した25都道府県中14都道府県において、i) 市町村に対して市町村戦略策定に関する説明会を開催する、ii) 市町村戦略策定時に6次産業化・地産地消推進協議会の設置や運営に対する助言を行うなどの支援を行っている(注)。

(注) 実地調査した25都道府県における平成26～28年度の実績による。

オ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況

都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況をみると、平成30年3月末時点で、

- i) 都道府県戦略では95.7%（45/47都道府県）
- ii) 市町村戦略では7.6%（131/1,724市町村）

となっている。

カ 地方公共団体等による地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

実地調査した地方公共団体や事業者の中には、図表5-(3)-④～⑥のとおり、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村や金融機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、6次産業化の取組を行っている例もみられた。

図表5-(3)-④ 地元高校生等が参画し、商品開発等を行っている例（岡山県津山市）

取組名称	地域農畜産物活用推進事業
取組団体	つやまFネット (注) 津山市はつやまFネットのFは、Food (食料)、Farmer (農業者)、Fresh (新鮮)、Flexibility (柔軟さ)、Fit (適した) など、様々な意味を持っているとしている。
取組参加者	農業者団体 (津山農業協同組合等 5 団体)、商工業者 (作州津山商工会等 5 団体)、教育機関 (津山商業高等学校等 6 団体)、金融機関 (中国銀行等 4 団体) 及び行政機関 (津山市等 5 団体) の合計 25 団体
取組の経緯	津山市は、平成 24 年 3 月に「津山市農商工連携推進計画 - 農商工業者と市民が連携した新たな仕組み創り -」を策定し、同計画を実行するため同年 4 月に「つやま F ネット」を設立し、6 次産業化に取り組んでいる。 「つやま F ネット」は、市内の農商工関係者、教育機関等の産学官民が一体となり、i) 新商品の開発等による地域農畜産物の商品化・ブランド化の推進、ii) 生産者と実需者を結び付ける活動への支援、iii) 地産地消に取り組む事業者への支援等を行うことにより、地産地消の推進、津山市産農畜産物等の需要の拡大、生きがいのある地域社会の実現等を図り、津山市の産業振興に寄与することを目的とした地域農畜産物活用推進事業を実施している。
取組内容	つやま F ネットでは、地域農畜産物活用推進事業として、下記①から④の各種取組により、地元農産物の加工商品化や販売を行っている。 ① 地元高校生との連携による地元農産物の商品化の取組 つやま F ネットには、津山市内の高校 (4 校) が参加しており、i) これら高校所属の生徒からの地元農産物を活用した加工商品のアイデアの募集、これに基づく商品化の試行、ii) 同生徒からの商品化に当たってのパッケージデザインのアイデアの募集などに取り組んでいる。この取組の結果、レシピが市内飲食店で使用されているものや地元事業者が加工商品化したものがある。 津山市は、市内の高校をつやま F ネットメンバーに参画させた目的として、若者の地元産業の関心の醸成と、地産地消への理解を深めてもらうことを挙げている。また、効果として、各種商品開発において、高校生ならではの発想を取り込むことができ、さらに高校生が取り組むことによる PR 効果等を挙げている。

表1 地元高校生との連携による地元農産物の商品開発状況

年度	商品名	開発者	販売状況
平成27年度	しょうがくんのこぶこぶ(餅菓子)	アイデア：津山東高等学校食物調理科 デザイン：同上 生産：地元菓子屋 販売：地元菓子屋、市設直販所	平成27年12月販売開始
	津山ジンジャーリーフパイ	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 加工：地元事業者	パッケージコストがかさみ中断
	津山産しょうが醤油で食べる津山ぶっかけうどん	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 商品・パッケージ試作、試験販売によるアンケート調査：つやまFネット	製麺業者が試験販売中
	ショウガシロップ	アイデア：津山東高等学校食物調理科の生徒が津山産ショウガを活用したシロップレシピを考案 試作、試飲イベント実施、製造販売方法検討、メニュー提供店募集：つやまFネット	翌年度に継続
28年度	津山産しょうが醤油で食べる津山ぶっかけうどん【前年度継続・改良】	アイデア：津山商業高等学校 デザイン：同上 改良パッケージ製作、試作：つやまFネット	平成29年度試験販売（試験の結果、製造業者の自主製造見送りにより製造中止）
	ショウガシロップ【前年度から継続】	飲食店に対し、レシピ及び試作品提供によるメニュー化支援	飲食店5店舗で継続提供中（平成29年8月時点）
	津山まん(中華まん)	アイデア：津山商業高等学校 加工販売：地元事業者 商品試作、試験販売、アンケート：つやまFネット	平成29年4月から販売開始

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

② 学校給食用加工品の開発

つやまFネットでは、平成27年度から地元農産物を活用した学校給食用の加工品を開発している。

表2 学校給食用加工品の開発状況

商品名	開発状況	販売状況
新高梨(にいたかなし)シロップ漬け	活用農産物：新高梨(形の悪いもの、小型のもの) 加工業者との仲介、試食、試作	平成28年9月学校給食提供
ピオーネゼリー	活用農産物：ピオーネ(ブドウ) 加工業者との仲介、試食、試作、菌検査	平成29年1月学校給食提供

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

③ 地元農産物を利用した料理・レシピのアイデアコンテストの実施及びそれに基づく地元スーパーと商品開発・販売の実施

つやまFネットが市民を対象にアイデアコンテストを実施し、試食等で好評のものについて、商品化を試みている。なお、期間限定で商品化され販売されたものはあるが、保存年限や設備導入等の製造工程上の課題等により、調査時点(平成30年6月)においては、継続的に商品化されているものはない。

表3 アイデアコンテストの実施状況

年度	コンテスト名	商品名	販売状況
平成27年度	2015 地域食材と和洋中だしで作るオリジナルレシピコンテスト	かつおだし香るふんわり唐揚げ	平成28年2月販売開始・販売期間限定
		カレイと南京のしょうがあんかけ	
	第2回 津山天下一品漬物グランプリ	白菜のうま味三種漬け	平成28年2月販売開始・販売期間限定
		ゆず香る白菜の即席漬け	
28年度	ごはんの“おとも” グランプリ in 津山	(商品化なし)	(販売なし)
	2016 地域食材と和洋中だしで作るオリジナルレシピコンテスト	さくっとふわころコロッケ	平成29年3月販売開始・販売期間限定

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

④ 津山産小麦の商品化（ロールケーキ（津山ロール）の開発）

津山農業協同組合は、平成20年から水田転作作物として生産を開始した小麦について、単なる生産振興を図るだけでなく、地元産小麦を活用し、地産地消や地域振興を図ることを目的として、行政機関のほか津山菓子組合、市内外の飲食店、食品加工業者等も含めた団体（津山圏域地元産小麦普及促進協議会（24年5月に津山産小麦生産普及連絡協議会に改称））を創設し、地元産小麦の生産拡大と商品化を進めている。

平成22年には、同団体のメンバーの菓子業者（8社）が、地元産小麦を100%使用したロールケーキ（津山ロール）を開発し、現在まで、販売を継続している。

平成27年度以降は、津山市からの補助を受けて、つやまFネットが、津山ロールの季節限定品の開発や、津山小麦まつり開催等により津山産小麦の消費拡大に努めている。

効果

① 「津山市地産地消推進計画」（平成25年12月策定、29年3月改訂）で設定した6次産業化の目標（6次産業化・農商工連携により開発された商品：平成25年度3品から32年度30品）に関し、28年度末時点で20品目達成している。

このうち、13品目（ショウガドレッシング、ショウガシロップ、津山ロール、津山餃子、新醜醐、しょうがくんのこぶこぶ、つやまぶっかけうどん、つやまるん、つやまサブレ、生パスタ、津山まん、ピオーネゼリー、新高梨シロップ漬け）などは平成29年8月の時点で継続して販売されている。

ただし、その売上高について、いずれの品目（津山ロールを除く。）においても販売額集計は行っていない。

② 津山ロールは、前述の季節限定商品も加え、平成22年度から28年度末までに累計約1億7,800万円を売り上げている。

地域ぐるみの取組のメリット

津山市では、地域ぐるみの取組のメリットとして、以下の2点を挙げている。

① 様々な分野、地域、団体等が連携、協力することで、事業者を含めた市民一人一人が、「食」を通じて、明るく健康的な生活が送れる社会と活力あるコミュニティの形成が可能となる。

② 事業者間のネットワークが構築されることにより、参加団体の複合的な取組による地域産業の発展等が期待できる。

<p>取組を推進する上で重要な点</p>	<p>津山市では、一時的な取組とならないよう、継続性を重視し、食材の選定、採算性を考慮している。</p> <p>具体的には、食材の選定は、主につやまFネットの生産部門において設定されている振興作物や既に産地として確立している食材（小麦・しょうが等）を活用して取り組んでいる。</p> <p>また、採算性については、i) 販売金額の設定に関する各種専門家相談会の活用やii) 事業者の見本市への参加などに対する支援をしており、ii) の見本市でのバイヤーの意見は、事業者の販売金額設定の参考となるとしている。</p>
<p>取組を推進する上での課題と対応</p>	<p>津山市では、原材料の確保と加工品の販売金額の設定が課題であるとしている。</p> <p>具体的には、原材料の確保については、農家の所得向上にも資するよう規格外品等のB級品の掘り出しが重要であり、また、これを活用し加工業者へマッチングする仕組みづくりをしていきたいとしている。また、需要に合った商品開発も必要であるが、供給量にあった加工業者の選定も考える必要があるとしている。</p> <p>また、加工品の販売金額については、今後、農産物直売所を中心とした、ITの活用（生産者と消費者のマッチングシステム）について、研究を進める予定であるとしている。</p>
<p>今後の展望</p>	<p>津山市は、つやまFネットが実施している地元加工グループや教育機関との連携による取組を更に充実させるとともに、課題である農業者所得の向上に向け、新たにA級、B級農産物の加工品開発及び販路開拓について取組を進めるとしている。</p>
<p>取組写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲食品加工業者と高校生による打合せ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲レシピコンテストの好評商品を地元スーパーで製造・販売</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲津山ショウガ祭りで商品のマーケティングを実施</p> </div> </div>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(3)-⑤ 6次産業化の支援拠点施設を市が整備している例（沖縄県名護市）

取組名称	なごアグリパーク（農産物6次産業化支援拠点施設整備事業）																								
取組団体	名護市農林水産部園芸畜産課																								
取組参加者	名護市農林水産部園芸畜産課、一般財団法人沖縄美ら島財団（なごアグリパーク指定管理者）																								
取組の経緯	<p>名護市では、市内の農業者等における6次産業化による農畜産物の高付加価値化や販路拡大の取組への機運の高まりのほか、以下のような背景から6次産業化に取り組む事業者への支援が必要と判断し、6次産業化の支援の拠点施設と観光施設を融合した「なごアグリパーク」を整備した。</p> <p>① 「名護農家レポート2011」（注）を受けて、農家の所得の安定と農業の発展により、農業粗生産額を回復することが重要であると認識したこと。</p> <p>② 女性農業者団体から6次産業化に当たって、「いろいろな加工品を作ってみたが、加工方法が分からない」、「試作品を作るための場所や機材を用意することが大変」などの意見があったこと。</p> <p>③ 名護市で初の総合化事業計画の認定事業者から、「加工品量産のための場所や機材を用意することが大変」、「農林水産省の施設整備に活用可能な補助事業があるが、自己負担分が大きく活用しづらい」との意見があったこと。</p> <p>（注）平成23年に名護市産業部地域産業活性化推進プロジェクトチームが、農業で稼げる市を目指すことを目的として、現状を把握するために行った調査である。</p>																								
取組内容	<p>なごアグリパークの整備費用は、全体で約16.3億円であり、その予算の内訳は、沖縄振興一括交付金（沖縄振興特別推進市町村交付金）が約13.1億円（80%）、市の自己負担が約3.2億円（20%）となっている。</p> <p>同パークでは、一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「財団」という。）が指定管理者となって施設の管理・運営を行っており、平成26年度から、完成した施設について順次供用を開始しており、29年11月末に全ての施設が完成している。その後、準備期間を経て平成30年4月にグランドオープンしている。</p> <p>同パーク内には、以下の①～⑤のとおり、主に五つの施設があり、各施設の使用料は、名護市農産物6次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成26年3月26日条例第3号。以下「市拠点施設条例」という。）第4条に基づき、表1のとおりとなっている。</p> <p>表1 なごアグリパークの各施設の使用料</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">単 位</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加工支援施設</td> <td rowspan="2">加工研究室</td> <td rowspan="2">5人単位ごと</td> <td rowspan="2">1時間 当たり</td> <td>市内</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>インキュベート室A</td> <td colspan="2">1か月当たり</td> <td colspan="2">200,000</td> </tr> <tr> <td>インキュベート室B</td> <td colspan="2">1か月当たり</td> <td colspan="2">240,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 位		料 金		加工支援施設	加工研究室	5人単位ごと	1時間 当たり	市内	500	市外	1,000	インキュベート室A	1か月当たり		200,000		インキュベート室B	1か月当たり		240,000	
区 分		単 位		料 金																					
加工支援施設	加工研究室	5人単位ごと	1時間 当たり	市内	500																				
				市外	1,000																				
	インキュベート室A	1か月当たり		200,000																					
	インキュベート室B	1か月当たり		240,000																					

ショップ（販売スペース・検品室・倉庫）	1 か月当たり	556,000
レストラン	1 か月当たり	933,000
第1観光ハウス	1 か月当たり	403,000
第2観光ハウス	1 か月当たり	515,000
栽培ハウス	1 か月当たり	86,000
ハーブ園	1 か月当たり	36,000

(注) 市拠点施設条例に基づき、当省が作成した。

① 加工研究室

加工研究室は、これから6次産業化に取り組む事業者による、様々な農畜産物を用いた新商品の開発（試作品の開発）を目的として設置された施設で、平成26年度から供用が開始されている。

同室には、i) 原料洗浄室、ii) 農産物一次処理室（原料の切断、細断）、iii) 加熱・調合・発酵室、iv) 多品種製造室（製麺、ピューレ化、果汁調整、調合、餅加工、アイスクリームやシャーベット作成）、v) 加熱殺菌室、vi) 包装室、vii) 乾燥・粉碎室、viii) 衛生室、ix) 品質検査室などがあるほか、フライパン、鍋等の調理器具も貸し出されており、使用者が持参した原料を様々な状態に加工することが可能となっている。また、技術者1人が常駐しており、使用者は、機械の使用方法や加工に関する助言を受けることができる。

なお、同室の使用を希望する者は、市拠点施設条例第3条及び名護市農産物6次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年3月26日規則第4号）第2条に基づき、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

平成29年度の使用実績は、年間101日（使用可能日260日）で稼働率は38.8%となっている。

また、財団では、事業者の中には同室で試作品を作った後、自ら加工機械を購入する場合もあり、継続的に施設を使用してもらうなどにより、稼働率を上げることが課題であるとしている。

② インキュベート室

インキュベート室は、農業者の6次産業化の事業の立上げ初期の段階における支援を行うための施設であり、主に果樹等を加工できるA室と、食肉等を加工できるB室があり、平成26年度から供用が開始されている。

同室は、i) 原料を保管する倉庫や原料保管室、ii) 加工・製造を行う各種加工室、iii) 包装・出荷を行う包装室、iv) 実際に消費者に加工品を提供する飲食室、v) 事務作業を行う事務スペース等が設けられており、事業者が6次産業化商品を製造・販売することができるほか、事務所機能も備わっている施設である。

平成29年度末時点で、A室を株式会社マキ屋フーズ（主に島らっきょうやマンゴーなどを加工し、ドレッシングやジャムを製造）、B室を農業生産法人株式

会社クックソニア（主に肉やハーブ、島野菜などを加工し、ベーコンやスパイス、ピクルスを製造）が使用している。

同室を使用する際は、前述の表1のとおり、使用料を支払うこととなっているが、市拠点施設条例第5条の規定に基づき、使用の許可から3年間については、当該使用料に対して、表2の減免率を乗じた額を減額して支払うこととなる。

表2 インキュベート室の使用料減免措置

	1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
減免率	75%	50%	25%

(注) 市拠点施設条例に基づき、当省が作成した。

③ ショップ（アグリショップしまちゅらら）

名護市を中心とした沖縄県内の農産加工品が扱われているショップであり、平成27年度から供用が開始されている。

同ショップでは、地域の農産加工品の販路確保のため、大規模店舗に供給できない小ロット生産の商品も扱われており、また、インキュベート室を使用している2社の商品も販売されている。さらに、加工研究室の利用後商品化された商品の販売も行われている。

財団では、同ショップでは約550件の商品が扱われており、そのうち約6割が沖縄本島北部地域の事業者の商品、その中でも約4割が名護市の事業者の商品であるとしている。

④ レストラン（やんばるダイニング美ら島キッチン）

名護市内で生産された農畜産物を中心に、島野菜、熱帯果樹、豚肉、鶏肉等を提供するレストランであり、平成28年度から供用が開始されている。

財団では、同レストランで使用される食材の100%が、地元農家（名護市産約70%、その他県内産約30%）が生産したものとなっており、地元農家の収入安定に寄与するとしている。

⑤ 観光農園（体感植物温室スーパーファーム）

観光農園は、観光ハウス（農業に関連した体験教室や島野菜やハーブ等の苗の販売等を行う。）、ハーブ園（観光ハウスで販売する島野菜やハーブ等を栽培し見本展示を行うとともに、利用客へ収穫体験等を行う。）、栽培ヤード（観光ハウスで使用する植物の栽培、管理を行う。）から構成されており、平成28年4月から、施設の一部供用が開始され、以後、施設の完成を待って順次共用が開始されている（29年11月に全施設完成）。

効果

名護市は、なごアグリパークの効果について、以下のように説明している。

	<p>① なごアグリパークの整備によって、加工機械を持たなかった農業者が農畜産物の加工を行うことが可能となるほか、加工のノウハウを身につけることが可能となる。</p> <p>② 名護市内で生産された農畜産物を中心に、島野菜、熱帯果樹、豚肉、鶏肉等がレストランで提供されているほか、名護市の事業者が加工・製造した6次産業化商品がショップで販売されており、地産地消や販路拡大につながっている。</p> <p>③ 観光客もターゲットにすることにより、地産他消にもつなげている。</p> <p>④ ①～③に加え、平成30年4月のグランドオープンを迎えたことによって、施設全体の利用が広がり、同パーク内に設けられた中庭でのイベント実施もあいまって新たな観光客等が増え、6次産業化の支援と観光との複合施設として充実・発展してきている。</p> <p>また、これらの取組による定量的な効果として、以下の3点を挙げている。</p> <p>① 平成29年度末時点で、加工研究室を利用して開発された商品は合計14品、インキュベート入居企業が入居後に商品化したものが合計40品となっている。</p> <p>② 来場者数は、平成28年が約6.4万人、29年が約5.9万人となっている。</p> <p>③ 各店舗（インキュベート店舗^(注)、ショップ、レストラン、観光農園）の売上高の合計は、平成28年度は1億1,122万円、29年度は1億566万円（29年度までの累計売上高は3億5,756万円）</p> <p><small>(注) インキュベート室で加工・製造した加工品を消費者に提供する飲食室を指す。</small></p>
地域ぐるみの取組のメリット	<p>名護市は、同パークを中心とした地域ぐるみの取組のメリットとして、6次産業化は、一般的に生産、加工、流通・販売等に関する取組を事業者等が一体的に行うため、新たな分野に取り組む際の技術・ノウハウの取得や人材育成、消費者ニーズの把握等が課題となるが、当該取組により、各分野に強みを持つ関係者間で6次産業化に関する課題を共有し、解決に向け連携することができ、効果的に6次産業化を推進することができるとしている。</p>
取組を推進する上で重要な点	<p>名護市は、同パークの6次産業化拠点施設としての効果を最大限に発揮するためには、インキュベート室入居者への継続的な支援等が最も必要と考えており、そのため、毎月1回、指定管理者、名護市及びインキュベート室入居者で運営方法等について定例会議を行っている。</p>
取組を推進する上での課題と対応	<p>名護市は、施設の周知や集客を課題に挙げており、海洋博公園等を管理運営している財団が持つ集客に関するノウハウの活用や名護市の関連施設との連携等を行っているとしている。</p> <p>また、平成30年4月のグランドオープンに合わせてイベントの実施や広報活動に力を入れたことにより、施設の周知が進んだものとするが、更なる集客を図るために、幹線道路沿いに施設の案内板を設置するよう国道管理者と調整を行っているとしている。</p>
今後の展望	<p>名護市は、なごアグリパークが平成29年度に施設整備が完了し、30年4月にグランドオープンを迎えたことから、グランドオープンから3年後には年間来場者数</p>

	<p>30万人を目標に、集客に努めるとともに、施設の効果を最大限発揮し、効果的な農家所得の向上、6次産業化への取組支援を行えるように継続的な支援を行っていききたいとしている。</p>
<p>取組写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲加工研究施設で開発された商品（一例）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲施設内で開催されたイベント (名護市畜産祭り)</p> </div> </div>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

図表 5-(3)-⑥ 民間事業者団体と市が連携して、えごまの特産化を図っている例（富山県富山市）

取組名称	富山市が進めるえごまの6次産業化
取組団体	富山市えごま6次産業化推進グループ
取組参加者	農家等生産に携わる者10者、卸業者等加工・流通に携わる者64者、研究・医療機関3者、報道機関6者、その他（行政機関、金融機関等）16者の合計99会員
取組の経緯	<p>富山市は平成23年12月に環境未来都市に選定され、24年5月に「富山市環境未来都市計画」を策定している。同計画では、計画実現のため、産官学で15分野についてプロジェクトチームを立ち上げ、それぞれの分野で事業化を目指して取り組むこととされていたことから、このうち「牛岳温泉熱等を活用した農業の6次産業化」（注1）の分野についても、平成24年8月にプロジェクトチームが設立された。</p> <p>また、本取組における6次産業化の対象品目であるえごまの決定過程は、以下のとおりである。</p> <p>① プロジェクトチームのメンバーである野菜ソムリエ上級プロから、i) えごま油に対する消費者・メディアの注目度が高く、ii) 薬草植物であるえごまは薬都富山として特産化できるのではないかと理由により、対象品目をえごまにしてはどうかとの提案がなされた。</p> <p>② ①を踏まえ、プロジェクトチームで、えごまについて、i) 先見性や競合性はどうかとの観点のほか、ii) 軽い葉ものであれば収穫作業等も重労働でないため、地域の高齢者等の雇用につながるのではないかと、iii) 商品として多角化しやすいのではないかと、などの観点から総合的に検討した結果、これに決定した。</p> <p>プロジェクトチームの設立後、平成25年4月に同チームのメンバーであった県内企業4社により、牛岳温泉熱等を活用したえごまの葉の植物工場の管理運営を受託するために共同で株式会社健菜堂（以下「健菜堂」という。）が設立された。また、同年7月に、プロジェクトチームを発展させる形で、生産、加工、流通・販売、研究、報道等に関わる企業・団体・個人で構成される「富山市えごま6次産業化推進グループ」（注2）が同社を中心に設立され、えごまの研究・商品開発、PR・普及活動等に取り組むこととなった。</p> <p>（注1） 高齢化や過疎化が進む富山市山田地域に、牛岳温泉熱等を活用した植物工場を整備し、6次産業化を推進し、地域における雇用創出と健康長寿都市の実現を目指すものである。</p> <p>（注2） 当初の事務局は健菜堂であったが、平成28年5月からは富山市環境部環境政策課が事務局を務めている。</p>
取組内容	<p>富山市えごま6次産業化推進グループは、牛岳温泉植物工場及び露地栽培におけるえごまの生産、加工、商品化、流通等を総合的に行う6次産業化を推進することにより、地域の特産品の創出及び地域の活性化を図ることを目的として活動している。また、富山市が事務局となった平成28年度以降は、同グループが活動するための予算（えごま6次産業化プラットフォーム構築業務委託費。平成28年度：150万円、29年度：500万円）（注）が確保され、富山市からのi) えごまの普及啓発・ブランド化、ii) 新商品開発、販路拡大等に係る業務委託により活動を実施してい</p>

	<p>る。</p> <p>(注) 地方創生関係交付金(内閣府)が充当されている。</p> <p>同グループの平成28～30年度の具体的な活動内容は、以下の①～③のとおりとなっている。</p> <p>① 平成28年度は、i) グループの全体会合及びセミナーの開催、ii) 市民参加によるえごまを使った料理のレシピ開発、iii) イタリア料理シェフによるえごま料理の試食会の開催、iv) 「アグリフードEXPO大阪2017」への出展等を実施している。</p> <p>② 平成29年度は、i) 「アグリフードEXPO東京2017」への出展、ii) ジェトロ富山の主催するえごま料理の実演試食会への参加、及び同会でのえごま関連商品のプレゼンテーションの実施、iii) 東京日本橋の富山アンテナショップ「日本橋とやま館」等におけるえごま普及イベント(えごまを使った料理の試食会やワークショップ)の開催等を実施している。</p> <p>③ 平成30年度は、i) えごまを使用したレシピやえごま関連のイベントを周知するSNSの立上げ、ii) レシピ集である「富山のえごまで簡単レシピ」の作成、iii) えごまの認知度を上げることを目的とした「富山えごまお試しキャンペーン」等を実施している。また、同グループでは、iii)については、えごまの葉、実、えごま油及び脱脂えごまの4食材を、富山市内のホテル、レストラン、福祉施設等に対してサンプルとして提供し、それを材料にして料理を試作してもらうことにより、えごまの認知度向上を図るものであり、実際に試作品を店頭で提供するレストラン等が合計66店・施設・団体(合計189レシピ)あったとしている。</p> <p>なお、同グループでは、①～③の取組のうち県外の物産展に出展する際は、グループ構成員にはメールマガジンで当該物産展の案内を送っており、商品の出品や物産展への同行についての希望があれば広く受け付けている。</p>
効果	<p>本取組による効果は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① えごまの露地栽培面積拡大</p> <p>富山市は、えごまの露地栽培の定着化のため、前述の富山市環境未来都市計画において、「えごまの露地栽培面積」を平成28年度に4.5haとする目標を設定している。これに係る平成29年度末時点の実績は19.1ha(うち、約5haは県営土地改良事業により耕作放棄地を整備)となっており、目標の約4倍以上の数値を達成している。</p> <p>② えごまを活用した新商品の開発</p> <p>富山市は、平成27年1月に認定を受けた地域再生計画(コンパクトシティ政策を中心とした包括的アプローチによる富山市地域再生計画)において、「えごまを活用して開発した新商品の数」を28年度に50品目とする目標を設定している。これに係る実績は平成28年度末時点で10品目、30年9月時点で70品目(注)となっている。なお、これらの商品は、全てグループに参加している企業が開発した商品となっている。</p>

	<p>(注) これら 70 品目には未販売の商品や、販売期間・地域が限定されていた商品（北陸 3 県約 400 店舗のコンビニエンスストアにおいて期間限定で販売されたえごまを使用したパスタ、おにぎり及びサンドイッチ）も含まれている。</p> <p>③ 知的障害者の雇用</p> <p>富山市は、前述の地域再生計画において、えごまの 6 次産業化を推進することにより、平成 28 年度に知的障害者の雇用者数を 10 名とする目標を設定している。これに係る実績は、平成 28 年度から健菜堂で 6 名の知的障害者が雇用されている。</p>
<p>地域ぐるみの取組のメリット</p>	<p>健菜堂では、グループを通じた他社との連携により、自社だけでは作ることのできない商品を開発することができ、それらの商品の販売を通じて、より多くの消費者にえごまを認知してもらうことができたとしている。</p> <p>また、富山市では、グループによる取組の成果・効果として、多様な会員が属する利点をいかし、市民向けの試食イベントの開催やグループでの県外物産展への出展等、1 社では実現し難い事業の実施を図ることができるとしている。</p>
<p>取組を推進する上で重要な点</p>	<p>富山市は、地域ぐるみの 6 次産業化への取組を推進するには、各関係者の役割分担を明確化することが重要であるとしている。</p> <p>富山市えごま 6 次産業化推進グループにおける役割分担は、i) 事業者の役割は、製品の開発や企業努力によって経済性・採算性を高めていくことであり、また、ii) 行政の役割は、えごまの価格が高いという課題や、事業者は生産・加工が中心であり販路を開拓する余裕がないという課題の解決のため、価格以上の付加価値を加え PR するブランド化の推進の取組を行うことや、販路や需要の開拓の取組を支援することであるとしている。</p>
<p>取組を推進する上での課題と対応</p>	<p>富山市では、今後の課題として、グループの各構成員が相互にアイデアを出し合うなど、より能動的にグループに参画し、単なる企業同士の連携を超えた相乗効果をいかに生み出すかといった点を挙げており、課題解決に向けて、以下について検討・実施している。</p> <p>① 事業者間の連携強化</p> <p>グループ内の各事業者の強みを発揮するために、今後は、グループ内に商品開発部門を創設することやグループ内の事業者のマッチングイベントの実施等を検討している。</p> <p>② ブランド化によるえごま商品の PR</p> <p>富山市では、平成 30 年 4 月から「富山えごま」を地域ブランドとして創設し、認定を行っており（注）、事業者それぞれが個別に商品の PR を行うのではなく、「富山えごま」認定商品として PR していく方針である。</p> <p>なお、平成 30 月 12 月現在、「富山えごま」の認定商品は全体で 80 品目であり、これら商品を富山市ホームページや SNS 等で情報発信しているほか、平成 30 年度に全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）が富山県で開催されたことから、「富山えごま」を PR するブースを出展している。</p> <p>(注) えごまの付加価値を高め、地域の特産品として定着させることを目的として、「富山えごま」を富</p>

	<p>山市独自の地域ブランドとして創設しているもの。当該ブランド名を使用する関連商品等については、審査・認定を行う。認定を受けた関連商品等にはロゴマーク（市民からデザイン案を公募）を使用することが可能となり、これらの取組により当該ブランド名の普及を図っている。</p>
<p>今後の展望</p>	<p>富山市は、「SDG s（持続可能な開発目標）未来都市」に選定されていることから、えごまの6次産業化の推進により SDG s で掲げられている「目標 3（保健）」（あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。）や「目標 8（経済成長及び雇用）」（包括的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇いを促進する。）を達成していきたいとしている。また、そのためには、単に行政のみで活動をするのではなく、グループを通じて各関係者で課題に対応する必要があるとしている。</p>
<p>その他</p>	<p>前述のグループの取組のほか、富山市では、えごまの6次産業化の推進のため、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① えごまの価値向上を図るため、市内の大学等の研究機関と連携し、えごまが有する成分や効能に着目した研究の実施 ② えごまの6次産業化の国際展開事業として、イタリアの食科学大学との協定に基づき、えごま油とオリーブ油のブレンドオイル開発の日伊連携研究を実施
<p>取組写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 952 949 1232">  </div> <div data-bbox="1002 952 1401 1232">  </div> </div> <p style="text-align: center;">▲市民を集めて開催されたえごま料理教室</p> <p style="text-align: center;">▲グループが作成したえごまレシピ集</p>

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。